

岩手県告示第260号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第4の27の項に規定する介護サービス情報公表手数料の収納に関する事務を令和7年4月1日次の者に行わせることとした。

令和7年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
岩手県盛岡市本町通三丁目19番1号	公益財団法人いきいき岩手支援財団